

【事案Ⅱ－１１】入院共済金請求

・平成 31 年 1 月 9 日 裁定終了

<事案の概要>

平成 28 年 5 月に医療共済と生命共済の契約を締結する際に、被申立人担当者と平成 24 年の子宮筋腫手術等の病歴を確認しながら告知書を作成した。申立人は、平成 29 年 6 月から入院し子宮筋腫摘出の手術を受け、共済金請求をおこなったが、被申立人から告知の際に事実を告げなかったとして、共済金は支払できない、共済契約を解除とするとの通知があったため、その対応を不服として、裁定の申立てがあったもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は、申立人に対し、入院共済金（29 万円）を支払え、との判断を求める。

また、申立人と被申立人ら間の平成 28 年 5 月加入の医療共済および生命共済が存続していることを確認する、との判断を求める。

2. 申立ての理由

(1) 不妊症治療歴の告知について

申立人は、被申立人組合の担当者から告知書の別表（告知すべき疾病名の一覧表）を提示された上での説明を受けていない。別表は告知書の裏面にあり、申立人は見ていなかった。また、申立人は、共済担当者に確認しながら告知書を記入しており、不妊治療歴について説明をしたら、担当者から、不妊は病気ではないから、「いいえ」とするのが適当であるとの説明を受けた。これらの事実は、告知義務違反により共済契約の解除をすることができない場合を定める約款・事業規約の「ア.組合が、事実を告げることを妨げた場合」に該当する。

(2) 子宮筋腫・卵巣内膜症性嚢胞の告知について

平成 28 年 2 月の診察は本件各共済契約の締結日前 3 か月以内ではないから告知書に記載する必要がない。また、平成 28 年 4 月のMRI検査について告知書にどのように記載するのかを共済担当者に確認したところ、聞いていない（知らない）ことは記入の必要はないから、告知書第 2 項の欄は「いいえ」を選択するよう勧められた。

これらの事実は、約款・事業規約の告知義務違反により契約を解除できない場合の「ア.組合が事実を告げることを妨げた場合」、「イ.組合が事実を告げないよう勧めた場合」および「ウ.組合が事実でないことを告げるよう勧めた場合」に該当する。

＜共済団体の主張＞

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求はいずれも認められない、との判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

(1) 被申立人は、申立人から提出された「入院・通院証明書(診断書)」に傷病名「卵巣のう腫」および傷病発生年月日「2012年頃」との記載があったため、診断書発行のA大学病院に対して調査を実施し、下記の事実を確認した。

- ① 不妊症…平成24年2月前医受診、同年11月以降はA大学病院にて不妊治療継続。治療期間は平成24年3月～平成29年8月（実通院日数58日）。
- ② 子宮筋腫・卵巣内膜症性嚢胞の告知…契約前の平成28年2月に内診をうけ、内診結果に基づき、同年4月にはMRI検査も受けているものの、被共済者は告知書2欄「最近3ヵ月以内に、医師により診察・検査…＜中略＞…予定がありますか」に対し、当該MRI検査の事実を告知していない。

(2) 被共済者は上記①②のとおり、告知の際に事実を告げなかったことから、約款・事業規約に規定する告知義務違反解除の理由に該当する。

共済金請求は「卵巣のう腫」による入院・手術共済金であり、解除原因であるMRI検査の結果の「子宮筋腫」「左卵巣内膜症性嚢胞」にもとづく共済金支払事由であることから、入院および手術にかかる疾病は責任開始時以前に発生しているため本件各共済金の支払事由に該当しない

(3) 不妊治療歴の告知について、告知書はA3版見開きであって、告知書に記入する場合には別表の確認ができるレイアウトになっており、告知書別表を見ていないとの申立人の主張は否認する。また、被申立人組合の担当者が申立人に対し不妊は病気でないから告知の必要がないなどと述べた事実はない。

したがって、被申立人団体の担当者は、告知義務違反により契約を解除できない場合に該当する行為をしていない。

(4) 申立人は平成28年2月の内診の結果を踏まえ、同年4月にMRI検査を受けた。申立人は上記検査について告知書にどのように記載するのかを被申立人組合の担当者に確認したところ、聞いてないことは記入の必要はないから、告知書には「いいえ」とするよう勧められたと主張するが、そのような事実はない。

したがって、約款・事業規約の告知義務違反により契約を解除できない場合の「ア.組合が事実を告げることを妨げた場合」、「イ.組合が事実を告げないよう勧めた場合」および「ウ.組合が事実でないことを告げるよう勧めた場合」に該当する事実はない。

＜裁定の概要＞

「申立人の請求はいずれも認められない」と裁定し、裁定手続を終了した。

1. 本件各共済金の支払事由の存否について

申立人は平成28年2月の内診により子宮頸部に腫瘤像、左卵巣内膜症性嚢胞像が認められたため、手術を勧められたが、申立人は不妊治療を希望し、これを受けていた。その後、同年4月のMRI検査により子宮筋腫および左卵巣内膜症性嚢胞と診断され、同年6月に申立人に告知され、本件共済金請求の事由である入院および手術に至ったことが認められる。

そうすると、本件入院および手術の原因となった疾病は本件共済契約の責任開始時に生じていたこととなるから、同契約に基づく本件各共済金の支払事由に該当しないこととなる。

したがって、本件におけるもう1つの争点等である本件解除の有効性についての判断の結果にかかわらず、本件各共済金の請求は理由を欠くこととなる。

2. 告知義務違反について

本件各共済契約締結時における申立人の告知内容と事実は前記のとおりである。

すなわち、申立人は、「ア 過去5年以内に、告知書別表2の病気（子宮内膜症や不妊症を含む。）や状態で医師の診察（経過観察を含む。）・検査・治療・投薬を受けたことがあるか」との質問に対し、「いいえ」と回答したが、実際は不妊症の治療を受けた事実が認められる。また、「イ 最近3か月内に医師による診察（経過観察を含む。）・検査・治療・投薬を受けたことがあるか」との質問に対し、「いいえ」と回答したが、申立人は、本件各共済契約締結日である平成28年5月以前の同年4月に子宮筋腫・卵巣内膜症性嚢胞の病状を把握するためのMRI検査を受けていた。

上記各事実によれば、申立人は、少なくとも重大な過失によって告知事項を告げなかったものと認められ、同各事実は、それぞれ、本件共済契約に適用される約款・事業規約の告知義務違反による契約解除および共済金支払否に該当するものと解される。

3. 本件各共済契約を解除できない事由の存否について

この争点に関する当事者の主張は前示のとおりであるところ、本件手続に現れた証拠および審議の全趣旨に照らしても、申立人主張の事実を認めるに足りる証拠はない。

したがって、告知義務違反による本件各共済契約の解除は有効であると認められ、本件各共済契約は消滅したから、これらが存続していることの確認を求める本件請求は認められず、またこの理由によっても、本件各共済金の請求は認められないこととなる。

よって、本件各請求はいずれも理由がないから、主文のとおり裁定する。